

## 羽生市入札結果等公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、羽生市が発注する契約に係る入札（随意契約に係る見積りを含む。以下同じ。）について、入札の結果等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札執行前の公表内容)

第2条 入札の執行前は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開札（予定）年月日
- (2) 案件名称
- (3) 案件場所

(入札執行後の公表内容)

第3条 入札の執行後は、次に掲げる事項（以下これらを「入札の結果等」という。）を公表するものとする。

- (1) 予定価格
- (2) 最低制限価格又は調査基準価格
- (3) 入札参加者名（一般競争入札にあつては入札参加資格者、指名競争入札にあつては指名業者、随意契約にあつては見積り依頼者）
- (4) 入札経過
- (5) 入札結果
- (6) 総合評価方式の技術評価点及び評価値
- (7) 随意契約の理由（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号のうち該当するもの及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第284号）第21条の14第1項各号のうち該当するもの）及び見積り依頼者を選定した理由

2 入札の結果等は、落札者を決定した後に公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条に規定する工事又は製造の請負については、議会の議決後に公表するものとする。

(入札不調又は不落時の公表)

第4条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札の結果等は、次に掲げる時点に公表するものとする。

- (1) 再度公告入札に付する場合は、再度の入札執行後の入札結果等の公表時点
- (2) 随意契約に移行する場合は、契約の相手方の決定時点（最終の見積り結果を含む。）
- (3) 再度公告入札に付さない場合は、入札が不調又は不落となった時点

(入札の取りやめ又は中止時の公表)

第5条 入札の不調又は不落以外の理由で入札を取りやめ、又は中止した場合は、第3条の規定にかかわらず、同条第1項第1号及び同項第2号に規定する事項は、公表しない。

(公表方法)

第6条 第2条から前条までの規定による公表は、入札事務を所掌する課が執行した入札についてはインターネットを利用して閲覧に供する方法及び閲覧方式とし、事業を担当する課において執行した入札は閲覧方式とする。

2 前項の閲覧方式による場合は、入札の事務を所掌する課が指定する場所で行うものとする。

(公表の期間)

第7条 入札の結果等を公表し、又は閲覧することのできる期間は、当該入札が執行された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

附 則

この要領は、平成9年9月1日より施行する

附 則

この要領は、平成29年2月1日より施行する

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。